

（2011年12月27日）



東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

追加型投信／国内／債券／MRF

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 本書により行う「東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年6月30日に関東財務局長に提出しており、2011年7月1日にその効力が生じています。また同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2011年12月26日に関東財務局長に提出しています。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■委託会社 【ファンドの運用の指図を行う者】

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

設立年月日：1985年12月9日

資本金：20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆5,079億円

（2011年10月末日現在）

■受託会社 【ファンドの財産の保管及び管理を行う者】

三菱UFJ信託銀行株式会社

【ファンドに関するお問い合わせ先】

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

ホームページ <http://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク 0120-712-016

※土日祝日・年末年始を除く9時～17時

商品分類				属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	MRF	債券 一般 クレジット属性（高格付債）	日々	日本

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

ファンドの特色

1. 当ファンドは、安定した収益の確保をめざしつつ、安全性、流動性に配慮した運用を行っています。

- ・内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
- ・外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。
- ・私募により発行された有価証券および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

※市況動向、ファンドの資金動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 購入・換金のお申込みが毎営業日可能です。

3. 毎日決算を行い、運用実績に応じて分配を行います。分配金は、1ヵ月分まとめて自動的に再投資されます。

毎日決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を分配します。分配金は、毎月1回最終営業日に、1ヵ月分をまとめて、分配金に対する税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

- ①日本の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
- ②取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。
- ③信託財産に組入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。公社債の借入の取引期間については、1年を超えないものとします。
- ④有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- ⑤第一種適格有価証券または適格金融商品のうち第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。下記⑥および⑧において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- ⑦上記⑤および⑥の組入制限には、借入債券を含むものとします。
- ⑧適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記⑤および⑥の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記⑤または⑥の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- ⑨上記⑤から⑧に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
- ⑩外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

適格有価証券

約款第16条第1項に定める有価証券のうち、日本の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等からA-相当以上の長期信用格付またはA-2相当以上の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付業者等から信用格付を受けていない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものをいいます。

適格金融商品

約款第16条第2項に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記で定める適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品をいいます。

第一種適格有価証券

適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等からAA-相当以上の長期信用格付またはA-1相当以上の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付業者等から信用格付を受けていない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものをいいます。

第二種適格有価証券

適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のものをいいます。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に公社債等値動きのある証券を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
流動性リスク	受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しています。

ファンド概況

7日間平均年換算利回り(税引前)、純資産総額の推移



※「7日間平均年換算利回りの推移(税引前)」で使用している利回りは、過去の利回りの概況を示したものであり、今後の利回りの見込みを示すものや、利回りを保証するものではありません。

主要な資産の状況

組入資産の種類毎の残高

区分	額面金額 (百万円)	評価額 (百万円)	比率(%)
国債証券	2,400	2,400	43.2
地方債証券	-	-	-
特殊債証券(除く金融債券)	-	-	-
金融債券	-	-	-
普通社債券	-	-	-
CP	-	-	-
CD	-	-	-
その他短期金融資産	-	3,152	56.8
その他資産(預金・未収金・未払金等)	-	-0	-0.0
合計	-	5,552	100.0

※「その他短期金融資産」はコール・ローン、金銭信託、現先取引、割引手形等です。
※比率は純資産総額に占める割合です。

格付別組入資産の純資産総額に対する比率

公社債		短期金融資産	
格付	比率(%)	格付	比率(%)
AAA	-	A-1	-
AA	-	A-2	-
A	-	A-3	-
BBB以下	-	NR	-
		その他資産	56.8
A相当以上	-	A-2相当以上	-
国債・地方債・特殊債	43.2		
合計	43.2	合計	56.8

※公社債の「A相当以上」および短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」の規定に基づき委託会社で作成したガイドラインで判断したものです。

※「その他資産」は、コール・ローン、金銭信託、預金、現先取引、割引手形、未収金、未払金等です。

※格付は、S&P、Moody's、JCR、R&Iのうち、上位のものを使用しています。

※比率は純資産総額に占める割合です。

組入上位10銘柄

	銘柄名	種別	償還日	比率(%)
1	第191回国庫短期証券	国債	2011/11/10	10.8
2	第198回国庫短期証券	国債	2011/12/9	10.8
3	第165回国庫短期証券	国債	2012/1/20	10.8
4	第213回国庫短期証券	国債	2012/2/10	10.8
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※比率は純資産総額に占める割合です。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	<p>取得日の前日の基準価額</p> <p>取得日は、販売会社が取得申込金の受領の確認をした時刻によって異なります。</p> <p>●取得申込受付日の12時（正午）までに販売会社が申込金の受領の確認をした場合は、取得申込受付日が取得日となります。</p> <p>※ただし、取得申込受付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は当該取得申込受付日を取得日とする申込には応じないものとします。</p> <p>●取得申込受付日において、販売会社が12時（正午）を過ぎて申込金の受領の確認をした場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。</p> <p>※ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、当該取得申込受付日の翌営業日以降、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が最初に1口当たり1円となった計算日の翌日が取得日となります。</p>
購入代金	販売会社所定の期日までに販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の前日の基準価額
換金代金	原則として、換金請求受付日の翌営業日からお支払いします。
申込締切時間	販売会社の定める時刻までとします。 ※ただし、購入の場合は12時（正午）までとします。
購入の申込期間	2011年7月1日から2012年6月29日まで 原則として、上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。 ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することがあります。
購入・換金申込不可日	ありません。
信託期間	原則として、2000年4月11日から無期限です。
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回るようになったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することがあります。
決算日	毎日
収益分配	毎日決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を分配します。 分配金は、毎月1回最終営業日に、1ヵ月分をまとめて、分配金に対する税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	5兆円を上限とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、当ファンドの運用報告書の作成・交付は行いません。 なお、当ファンドの運用状況につきましては、月次レポートを委託会社ホームページ (http://www.tokiomarineam.co.jp) に掲載・開示していますので、ご参照ください。
課税関係	課税上は公社債投資信託として取扱われます。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>①信託報酬の総額は、信託元本の額に、年1%以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。ただし、委託会社と受託会社の協議により、引き下げることがあります。</p> <p>a. 各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の11を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年0.22%以下の場合には、年0.22%の率とします。</p> <p>b. 上記a.の規定にかかわらず、当ファンドの日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が、年率0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率とします。</p> <p>c. 上記a. b.の規定にかかわらず、上記a. b.の規定により算出された日々の信託報酬率が信託報酬控除前の運用収益率（信託報酬控除前の運用収益率とは、元本1万口当たりの信託報酬控除前の純資産価額の元本1万円に対する収益率の年率とします。）に0.5を乗じて得た率を超える場合には、日々の信託報酬率は、当該運用収益率に0.5を乗じて得た率（当該運用収益率がマイナスの場合は零とします。）とします。</p>
------------------	---

②①の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③信託報酬の配分は、信託報酬率の水準に応じて以下の通りとします。

a. 信託報酬率が年0.22%以上1%以下の場合

委託会社	信託報酬率から受託会社、販売会社の配分率を差し引いた率	
販売会社	信託報酬率に0.63637を乗じた率	
受託会社	信託元本が1兆円未満の部分	年0.0167%
	1兆円以上2兆円未満の部分	年0.013%
	2兆円以上3兆円未満の部分	年0.01%
	3兆円以上の部分	年0.008%

b. 信託報酬率が年0.22%未満の場合

信託報酬率が年0.22%のときの配分割合に準じます。

その他の費用・手数料

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(信託財産の元本総額に、税込年率0.00105%以内)、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度かかります。

※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

手続・手数料等

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	利子所得として課税 分配金に対して20%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	利子所得として課税 換金（解約）時および償還時の元本超過額に対して20%

※上記は、2011年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。